

ID: 151

担当部署: 教育委員会 参事(風連生涯学習担当)

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	ふうれん地域交流センター条例 第9条第1項(第18条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成22年条例第2号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第9条 地域交流センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、地域交流センターの利用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第10条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第10条 指定管理者は、地域交流センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、地域交流センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 公益又は公安を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物及び附属設備を汚損又は損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 地域交流センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が適当でないとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日